

**公共施設等の整備に関する
マスタープラン**

平成 25 年 5 月

板橋区

目次

第1章	公共施設等の整備に関するマスタープランの目的	1
1-1	はじめに	1
1-2	背景と目的	1
1-3	現状における課題抽出と施設マネジメントの必要性.....	2
1-4	本マスタープランの位置づけ	4
1-5	公共施設に関するこれまでの取り組み・考え方.....	8
第2章	板橋区における公共施設の概況	11
2-1	人口予測	11
2-2	区の財政状況	14
2-3	公共施設の状況	18
第3章	施設種別ごとにみた公共施設の現況	23
3-1	庁舎等	25
3-2	障がい者福祉施設	28
3-3	児童福祉・子育て支援施設	32
3-4	高齢者福祉施設	49
3-5	集会・コミュニティ施設	56
3-6	体育施設	65
3-7	住宅施設	70
3-8	学校教育施設	74
3-9	文化・社会教育施設	88
3-10	その他施設	96
第4章	区の公共施設の将来修繕・改修・改築費用（将来LCC）予測	135
4-1	周期の設定	135
4-2	単価の設定	136
4-3	将来LCC算出結果	136
4-4	LCC削減のための具体的手法	139
第5章	今後の施設整備に向けた基本的な考え方	141
5-1	今後の施設整備に向けた基本方針と手法	141
5-2	未来志向の公共施設マネジメント	144
第6章	施設種別ごとにみた今後の整備の方向性	149
6-1	庁舎等	149
6-2	障がい者福祉施設	150

6-3	児童福祉・子育て支援施設	151
6-4	高齢者福祉施設	152
6-5	集会・コミュニティ施設	153
6-6	体育施設	154
6-7	住宅施設	155
6-8	学校教育施設	156
6-9	文化・社会教育施設	158
6-10	高齢者集会施設	159
6-11	その他施設	160
第7章	地区別にみた今後の整備の方向性	161
7-1	板橋地域	162
7-2	常盤台地域	167
7-3	志村地域	170
7-4	赤塚地域	174
7-5	高島平地域	177
第8章	廃止施設の有効活用について	180
8-1	板橋区公共施設跡地活用方針（抜粋）	180
8-2	行政需要の有無の判断について	182
8-3	行政需要ありと判断された資産について	182
8-4	行政需要なしと判断された資産について	183
8-5	廃止施設等の有効活用方針	183
8-6	廃止施設の現状と将来の方向性	185
8-7	今後検討が必要な施設の現状	199
資料編	200
	板橋区の公共施設一覧	200

第1章 公共施設等の整備に関するマスタープランの目的

1-1 はじめに

日本の人口は戦後、高度経済成長を背景に、一貫して増加傾向にありました。ところが、近年の少子化を背景に、平成17年を境に減少に転じました。多くの自治体において人口が減少することによる税収減と同時に高齢化に伴う義務的経費が増加していくことが予測され、今後一層行政サービスを効率的に提供することが求められています。行政サービスのコストを削減するとともに、サービスを量から質の向上へ転換させることが重要となります。

板橋区においても、今後総人口が減少に転じ、一層財政制約も厳しい状況になっていくと予測されています。行政サービスを提供する場である公共施設についても、予算制約の中で効率的な運用を行っていく必要があります。

1-2 背景と目的

板橋区では、高度成長期、人口の急激な増加に伴い多くの公共施設を整備してきました。また、近年は、必要な改修・改築と並行し、区民の安心安全を最優先事項に定め、公共施設の耐震化を優先して実施し、完了してきました。

しかし、これらの区が保有する多くの公共施設が建設から30年以上経過し、改築や大規模改修の時期を迎えていることから、今後、公共施設の維持・管理経費は大きな財政負担になることが予想されます。また、公共施設の耐用年数は60年にも及ぶため、新築、改築を行う場合は、将来を見据えた中長期的な視点が不可欠となっています。

そこで、公共施設等の整備に関するマスタープラン（以下「マスタープラン」）では、これらの実態を把握・分析し、現状等のデータを「見える化」します。そのうえで、中長期的視点に立って、区の公共施設について、公共施設の概況と整備の方向性を明らかにし、適切なコスト管理による改修、改築など施設の計画的な整備と将来需要を見通した最適化に向け、施設の適正配置を行うための新たな基本方針を示します。

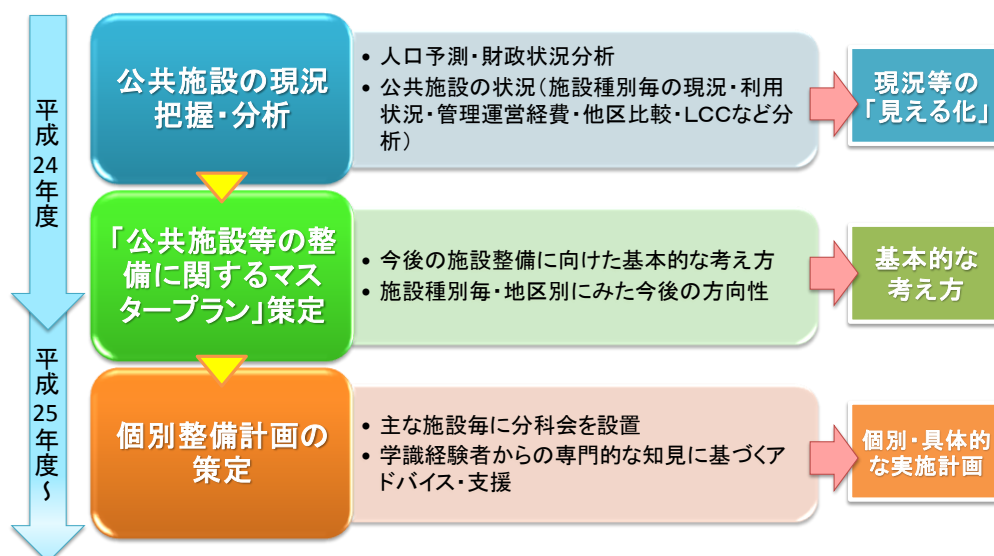
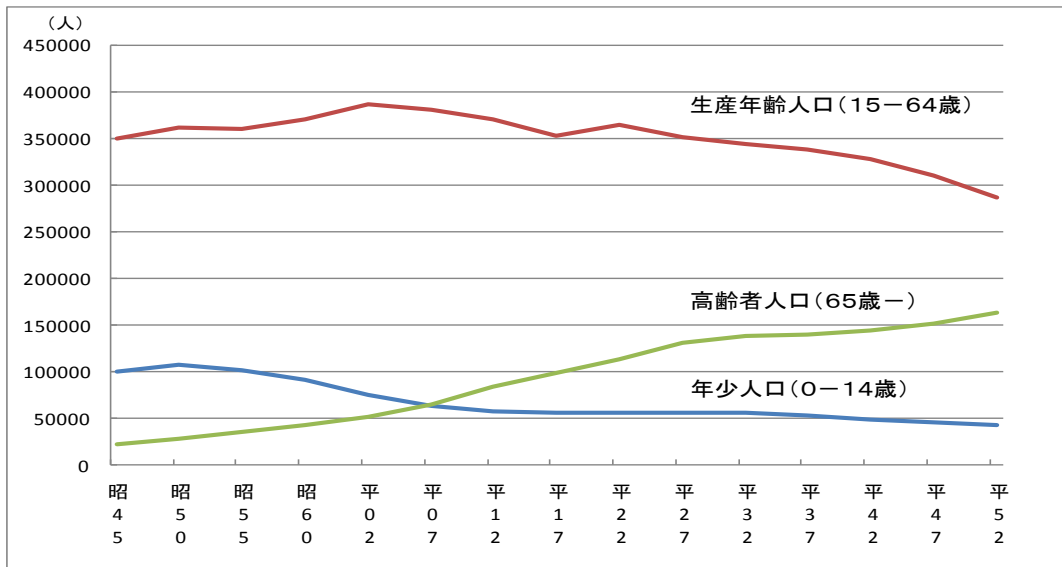


図 1.1 公共施設等整備推進ステップ

1-3 現状における課題抽出と施設マネジメントの必要性

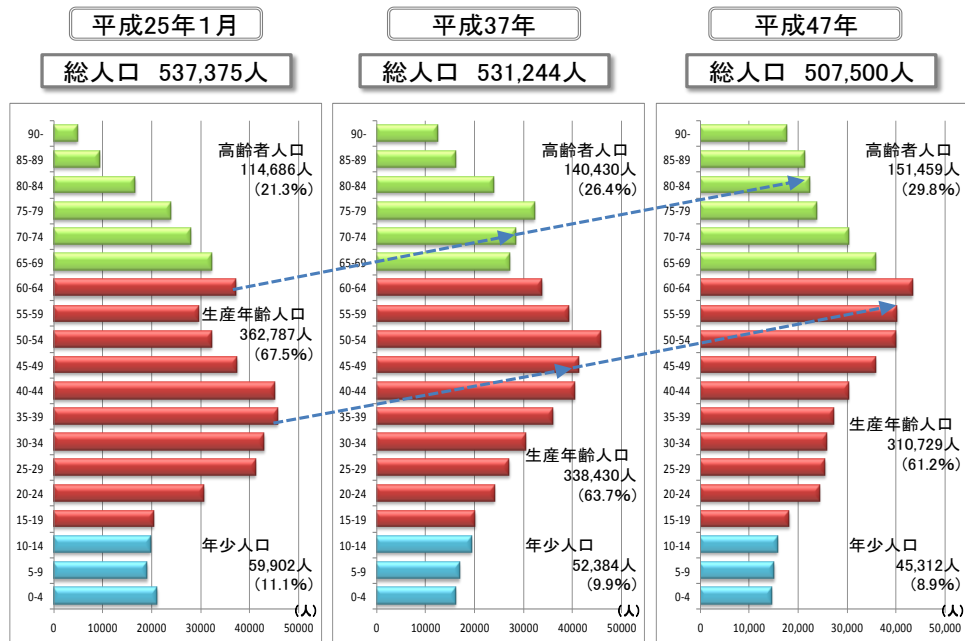
1-3-1 人口減少とニーズの変化からみた課題と必要な取り組み

板橋区全体の人口は、平成 25 年 1 月現在 537,375 人います。65 歳以上の高齢者人口は増加し続けており、平成 24 年から団塊の世代が 65 歳以上の前期高齢者に到達し始め、平成 37 年には 75 歳以上の後期高齢者にはほぼ移行すると予測されています。その一方で、14 歳以下の年少人口、15 歳～64 歳の生産年齢人口は減少することが想定され、人口構造は大きく変化し少子高齢化が一層進むことが予測されています。



※第 2 章の人口予測に基づき作成。

図 1.2 板橋区の年齢 3 区分別人口数の推移と将来推計

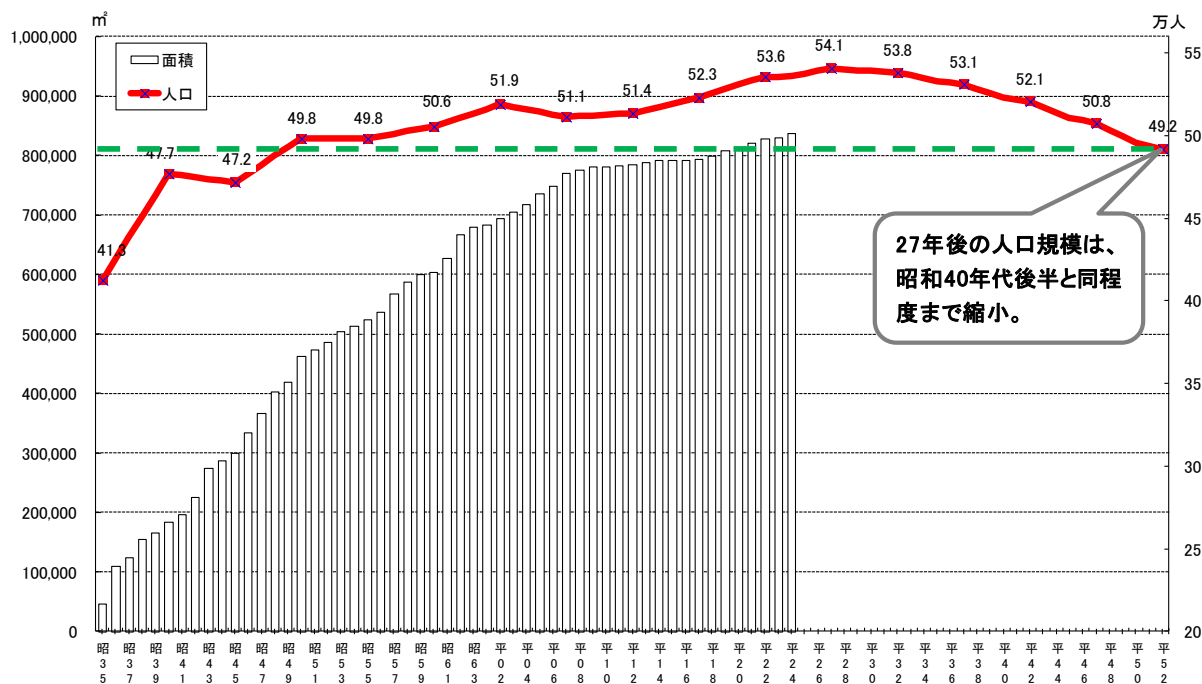


※平成 25 年 1 月は住民基本台帳より作成、平成 37 年・平成 47 年は国立社会保障・人口問題研究所の推計値を使用。

図 1.3 板橋区人口ピラミッドの変化 (平成 25 年・平成 37 年・平成 47 年時点における将来推計)

少子高齢化の進行と生産年齢人口の減少は、長引く景気低迷の現状を踏まえると、行政サービスを支える税収の減少と区の裁量の余地の少ない扶助費¹などの義務的な経費の増加、ひいては財政の硬直化をもたらす要因となります。その結果、施設整備等にかかる投資的経費²へ影響を与えることが予想されます。

さらに、人口構造の変化に伴い、区民ニーズの量と質の変化も生じてきており、行政サービス全体の需要量の変化により、当初の施設設置・運営の目的との相違が顕在化しつつあります。今後は、公共施設の耐用年数は60年にも及ぶことを踏まえ、中長期的な視点で将来的な需要・ニーズを見据えた、変化に対応した施設マネジメントを行う必要があります。



※人口については国立社会保障・人口問題研究所の推計値を使用。

図 1.4 公共施設延床面積と人口の推移（昭和 35 年～平成 52 年）

1-3-2 施設の状況からみた課題と必要な取り組み

板橋区では、高度成長期、人口の急激な増加に伴い多くの公共施設を整備してきました。区が保有する多くの公共施設が改築や大規模改修の時期を迎えており、今後、これらの施設の維持・管理にかかる経費は膨大になり、大きな財政負担になることが予想され、他の行政サービスに重大な影響を及ぼす可能性があります。改修・改築経費の集中を回避し、ライフサイクルコスト³（以下、「LCC」という。）の削減を図るために、ファシリティマネジメント⁴の観点から、工事にかかる仕様や内容の見直しによる経費の圧縮、年度間の平準化をはじめとする適切なコスト管理を実践し、施設の計画的な整備と適正配置に取り組んでいく必要があります。

¹扶助費：生活保護・高齢者福祉・児童福祉・障がい者福祉など生活維持に要する経費。

²投資的経費：支出の効果が資本形成に向けられ、道路や施設の建設など将来に残るものに支出される経費。

³ライフサイクルコスト（LCC）：構造物などの費用を、イニシャルコスト（調達・製造）からランニングコスト（使用～廃棄）の段階をトータルして考えたもの。訳語として生涯費用ともよばれる。

⁴ファシリティマネジメント：社会の変化に対応して、経営的視点に立って施設を有効・適切に計画・整備・管理・運営する取り組み。

1-3-3 財政状況からみた課題と必要な取り組み

少子高齢化社会が進行する中であって、右肩上がりの経済成長や大幅な税収の増は見込めない状況にあります。そのような中で、全ての施設に対し、これまでどおりの改築・改修を行い、行政サービスを維持していくことは難しい状況となっています。また、改築・改修だけでなく、人件費、光熱水費、委託料、維持補修費など日々公共施設を維持管理するために、年度あたり概ね 250 億円程度⁵の経費がかかっています。

さらに、今後の改築・改修にあたっては、バリアフリーや環境への配慮・低炭素化など時代の要請に対応していくことが必要になりますが、世界同時不況以来、長引く景気低迷の影響を受け、一層財政状況が厳しさを増す中であって、歳入に占める義務的経費の割合が増えていくことなどを踏まえると、いかに施設整備経費を縮減していくかが喫緊の課題となってきます。将来の財政状況を見極めつつ、適切なコスト管理により施設整備を実践していくことが求められます。

1-4 本マスタープランの位置づけ

(1) 本マスタープランの位置づけ

本マスタープランは、板橋区基本計画（平成 18 年 1 月策定）に定められた「施設整備方針」に基づき、将来需要を見通した施設の適正配置を推進し、改築・改修・機能転換・再編・縮小・廃止など、区民ニーズと社会経済状況を踏まえた適切な施設整備への取り組みについて方針を示します。また、「いたばし未来創造プラン」を下支えし、平成 28 年度からの次期板橋区基本計画への橋渡しとなる、施設面の取り組みに関する横断的な指針として位置付け、持続可能な区政の実現をめざしていきます。

各施設における具体的な取り組みについては、本マスタープランに示した施設種別ごと、地域ごとの方向性を基本に各施設所管部署が中心となって個別の検討を行い、詳細を定めていくこととし、その検討結果を次期基本計画などに反映させることで、その実効性を確保していくこととします。

⁵ 23 年度決算額から算出。人件費の算出には、大規模な事務所機能を有する区役所本庁舎や赤塚支所、都費職員が大部分を占める学校については算定していない。また、指定管理者制度導入施設や業務委託を行っている施設は、委託料に人件費相当額が含まれている。

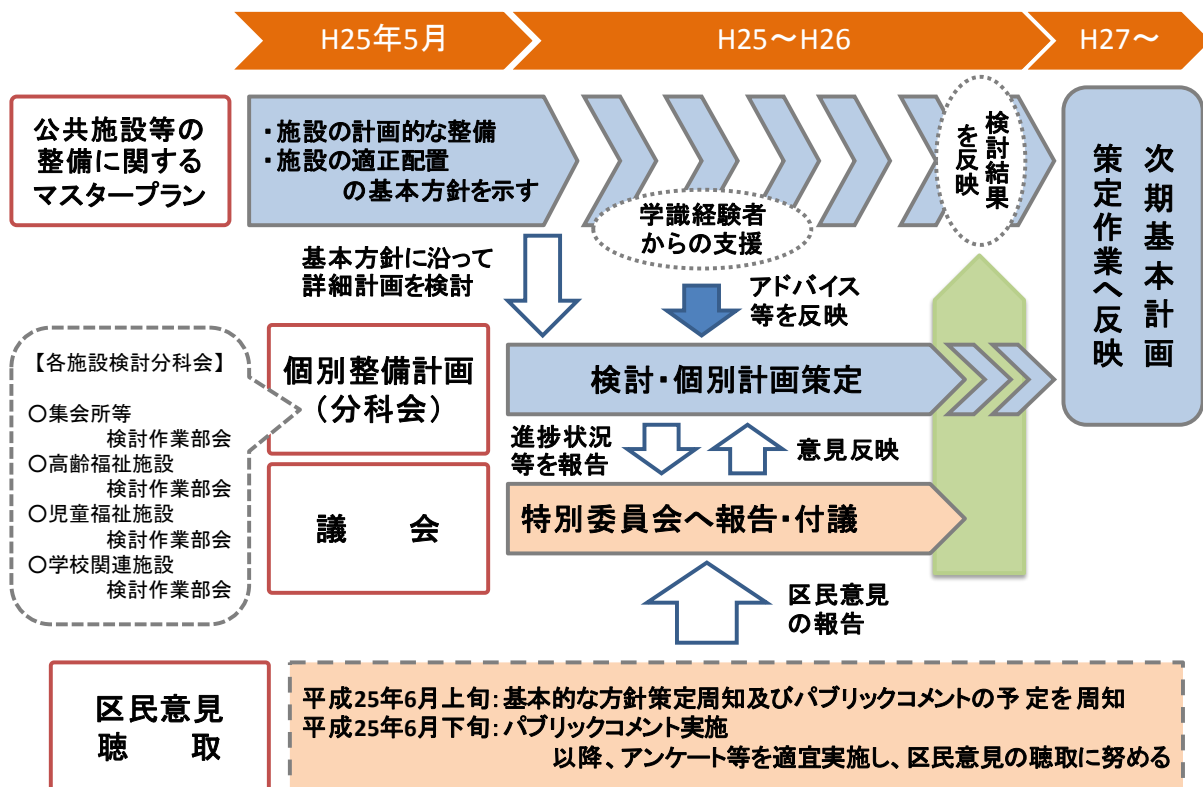


図 1.5 本マスタープランの流れ

(2) 本マスタープラン策定後の展開

本マスタープランでは、平成 25 年度から、次期基本計画の計画期間である平成 37 年度までを視野に、その間の施設整備を見据えて、区の公共施設の概況と整備の方向性を明らかにし、適切なコスト管理による改修・改築など施設の計画的な整備と将来需要を見通した施設の適正配置を行うための基本方針を示します。なお、策定後平成 25 年度中に、平成 24 年度に設置した市内の横断的推進体制を再構築し、学識経験者から専門的な知見によるアドバイスや支援を受けながら、各施設の検討を行う分科会を設けます。分科会では、全区的に配置されており数が多い施設や、人口構成の変動などにより適正配置や機能転換を行う必要があると考えられる 4 つの施設種別の作業部会を設置し、検討を進めていきます。個別の施設における整備手法や時期などについては、平成 25 年度からの概ね 2 か年程度を目途に、各施設所管部署が中心となり、政策企画課や営繕課とともに、本マスタープランの基本方針を反映させた個別整備計画（詳細計画）を定めることとします。また、分科会を設けていない施設については本マスタープランの基本方針に基づいて検討を行い、その結果を次期基本計画に反映します。

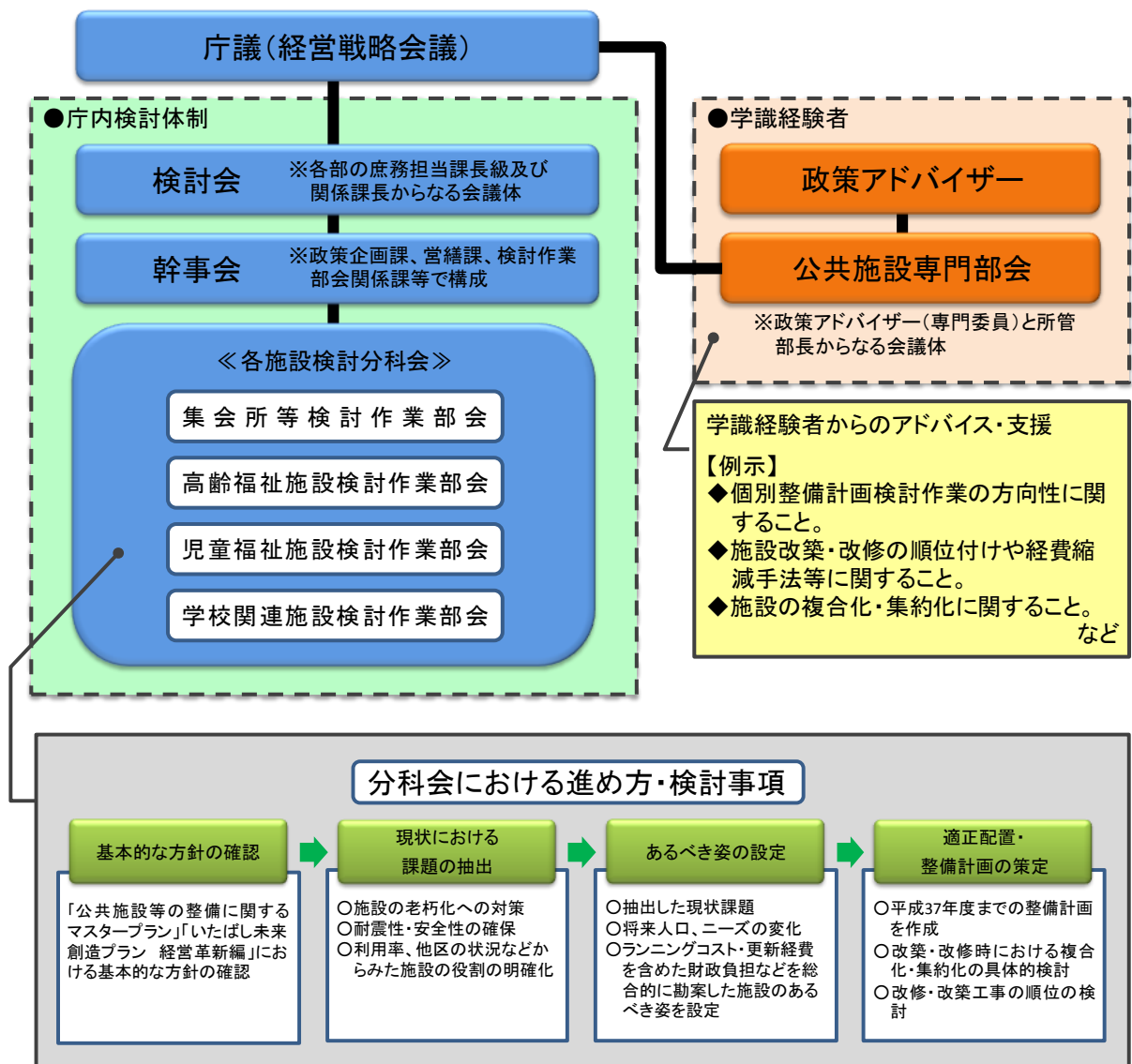


図 1.6 平成 25 年度以降の推進体制

(3) 本マスタープランで対象とする施設

地方自治体が所有し、管理する財産は地方自治法に基づき、「公有財産」、「物品」、「債権」、「基金」に分類されます。本マスタープランでは、このうちの「公有財産」に含まれる「公用財産（庁舎等）」、「公共用財産（学校、図書館、体育館、道路等）」及び「区民が利用することを目的として建物又は土地を借り上げて設置している施設」について「公共施設」と定義し、該当する 488 施設を対象とする施設にします。ただし、道路、橋りょう、公園といった土木構築物及び防災倉庫や公衆トイレなどの小規模施設は対象外としています。

「第 3 章 施設種別ごとにみた公共施設の現況」においては基本的に全ての区が保有する施設について現況分析を行い、「第 6 章 施設種別ごとにみた今後の整備の方向性」において、床面積が多く、今後の改築・改修にあたり影響が大きいと考えられる 10 の施設種別（次ページ 図 1.7 の①～⑨と⑩のうち高齢者集会施設）について今後の方向性を示しています。

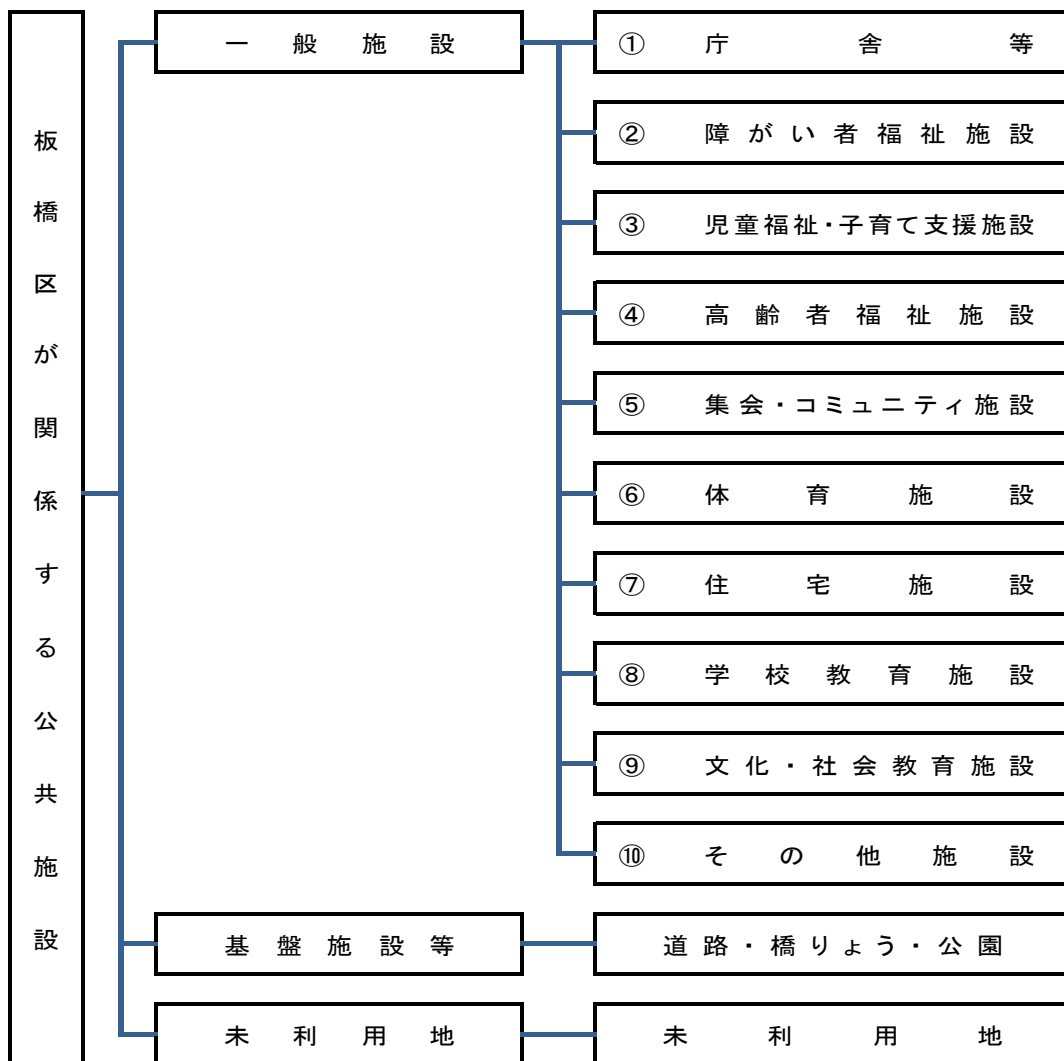
なお、廃止施設跡地などの未利用地の活用の方向性検討についても本マスタープランの対象とします。

【橋りょう】

「橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、優先順位を勘案のうえ、更新経費の年度間平準化と総経費の縮減を図ります。

【道路・公園】

区道及び公園の更新サイクルを勘案し、適宜、優先的に補修すべき対象を選定しつつ、総経費の縮減を図ります。



※：道路・橋りょう・公園は本マスタープランの対象外

図 1.7 板橋区における公共施設分類
(施設内訳等詳細は、19 ページ参照)

1-5 公共施設に関するこれまでの取り組み・考え方

1-5-1 板橋区基本計画（平成 18～27 年度）における考え方

板橋区では、これまで地形、土地利用状況、市街地の特性、地域活動の範囲などを踏まえ、地域や地区などに分類し、きめの細かい行政サービスの提供と施設の整備、まちづくりを推進してきました。

表 1.1 地域・地区区分の名称

地域	地区	地域	地区
板橋	板橋	志村	清水
	熊野		志村坂上
	仲宿		中台
	仲町		前野
	富士見	赤塚	下赤塚
常盤台	大谷口		成増
	常盤台		徳丸
	桜川	高島平	蓮根
	舟渡		
	高島平		

その結果、施設整備は量・質ともに一定の水準に達し、区民生活の向上に寄与しているとしています。しかし、多くの施設が改築や大規模改修の時期を迎え、財政の硬直化をもたらす要因となるとし、今後は、下記の「施設整備方針」に基づき、将来需要を見通した施設の適正配置を推進するとともに、改築・改修・機能転換・再編・縮小・廃止など、区民ニーズと社会経済状況を踏まえた適切な施設整備に取り組んでいく必要があるとしています。

〈施設整備方針〉

- 将来の社会環境を見据えて、施設の必要性を精査し、適切な施設配置を進めます。
- 時代の変化と区民要望に的確に対応し、施設の機能強化を図ります。
- 既存施設の寿命を延ばすため、保全のための設備改修を計画的に実施します。
- 施設の安全性を向上するため、耐震診断や補強工事を実施し、耐震化を図ります。
- 施設の改築・大規模改修にあたっては、建物の危険度・経過年数・区民生活への利便性などを総合的に勘案して、優先順位を決定します。
- 段差解消やエレベーターの設置など、施設のバリアフリー化を進めます。
- 目的や役割を終えた施設、利用者が減少している施設については、機能転換や整理統合を進めます。
- 施設の改築・改修など工事を実施する際は、様々な民間活力の導入を検討し、コストの削減を図ります。
- 施設の管理運営にあたっては、指定管理者制度の導入をはじめとする公共サービスの民間開放を進めていきます。

1-5-2 経営革新諮問会議（平成 23 年 1 月答申）における考え方

<p>基本的視点</p>	<p>区の公共施設は非常に多く、また、老朽化などによる更新時期を迎えた施設も数多くある。これら施設の適切な維持管理、老朽化に伴う改築・改修経費は、区の財政に大きな影響がある。</p> <p>社会状況は大きく変化しており、この状況に合わせた公共施設のあり方の見直しが進んでいない。</p>
<p>方向性</p>	<p>板橋区基本計画の「施設整備方針」及び先の経営刷新会議の答申における施設のあり方の“見直しの視点”を基に、新たな視点を加味して中長期的な施設整備計画を策定する。</p>

区は、基本計画に基づいて公共施設の計画的な整備を進め、区民福祉の向上に努めてきた。現在では、学校をはじめとして、体育館や図書館、地域センター、集会室など区内全域に数多くの施設が存在している。なかには、エコポリスセンターやホテル飼育施設など他区に見られない独特の施設もある。

施設の多くは、高度経済成長期の昭和 40 年から昭和 50 年代に建設されたものであり、老朽化などによる更新時期を迎えようとしている。

こうした施設の維持管理経費の増加と老朽化に伴う改築・改修に要する経費が、区の財政に大きな影響を与えている。

一方、少子高齢化や人口減少など社会状況の変化や区民ニーズの変化により、目的や役割を終えた施設、利用者が減少している施設があり、また、民間サービスと競合している施設もある。こうしたことから、区は、常に区施設のあり方を見直し、公共施設の適正な配置を進める必要があり、施設の廃止・統合・機能転換を含めて検討を行うべきである。

見直しの視点については、先の経営刷新会議の答申において示された 6 つの考え方、

- ・ 必需性（民間施設の代替性・民営化の可能性はないか）
- ・ 公益性（広範な区民が利用するか）
- ・ 経済性（維持管理経費に対する効果は妥当か）
- ・ 地域性（配置に地域的なバランスがとれているか）
- ・ 代替性（施設間で機能や利用対象が競合していないか）
- ・ 機能の将来性（機能が時代のニーズに込えているか）

に区民の福祉向上のために真に有効な施設であるのかといった新たな視点を付加し、効率性と質の確保とのバランスを追求する。機能の将来性には、人口動向も加味する。地域性については、その地域にその施設等が少ない多いという観点だけでなく、対人口比（年齢比、構成比、世帯比）、対利用者比、対利用頻度比等なども考慮すべきである。

見直しを進めるにあたっての具体的な方法としては、同じ地区内にある地域センター、いこいの家、コミュニティーホール、区民事務所などを一か所に集めることにより余った土地を売却して建設費に充当し、複合施設を建設することも有力な選択肢とするべきである。さらには、一等地にある区の施設について、1階をテナントに賃貸し、現在使用している部署は他の建物または同建物の階上に移動し、そのテナント収入を原資にしてサービス向上を図ることも重視すべきである。

こうした取り組みを着実に推進するためにも、中長期的な施設整備計画を策定すべきである。

【取り組むべき課題】

- 個別施設の見直し
- テナント収入を確保するなどの施設の有効活用
- 施設整備計画の策定

第2章 板橋区における公共施設の概況

2-1 人口予測

- ・ 区の将来の公共施設の適切な総量を検討するために、将来人口予測を実施します。
- ・ 本章では、過去の人口推移と今後の予測結果を併記することにより、過去も含めた人口推移を検証します。

2-1-1 人口予測に用いたデータ

人口予測に用いたデータは、平成 22 年度の国勢調査に基づき、国立社会保障・人口問題研究所が平成 25 年 3 月に公表した「日本の地域別将来推計人口（平成 25（2013）年 3 月推計）」の男女・年齢（5 歳）階級別の推計結果（市区町村編）を使用しています。

また、各人口の推移は過去の国勢調査のデータを使用しています。

2-1-2 総人口の推移と予測結果

- ・ 昭和 40 年代まで急激に人口が増加しており、平成初頭に一旦減少に転じたものの、その後は微増の傾向をたどっています。
- ・ しかし、予測結果では平成 27 年度をピークに、減少に転じる結果となっており、将来的には総人口が 50 万人を割り込むと予測されます。

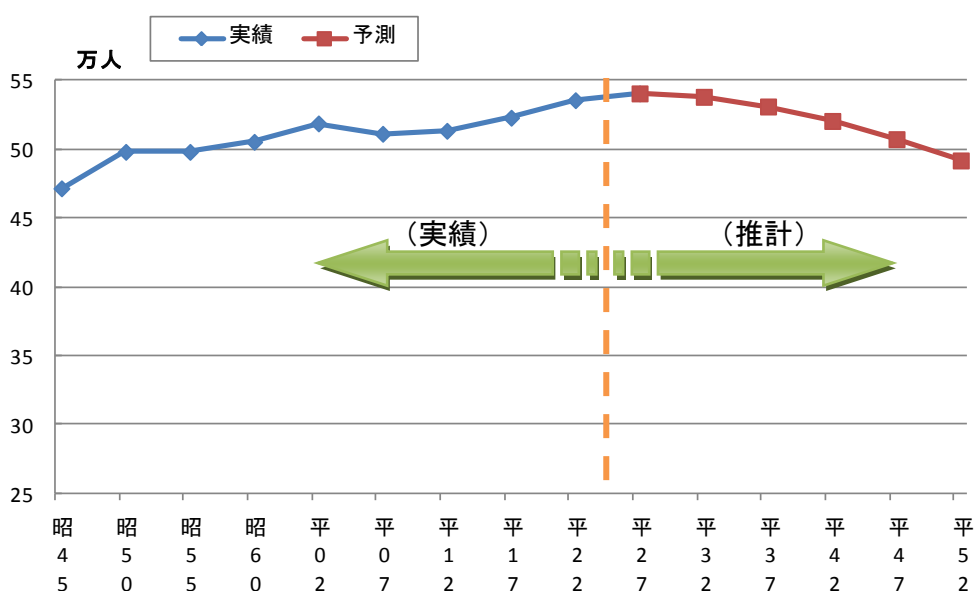


図 2.1 総人口の推移と予測結果

2-1-3 年少人口（0歳～14歳）の推移と予測結果

- 昭和50年代以降から減少が続き、近年はほぼ横ばいに推移しています。将来的には、5万人を割り込み、その後も減少の傾向が続きます。

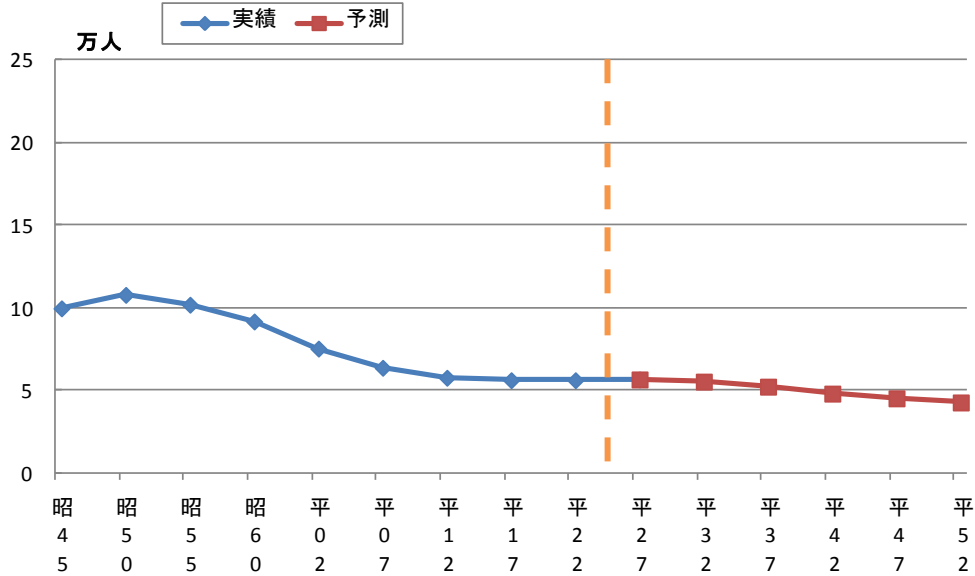


図 2.2 年少人口（0歳～14歳）の推移と予測結果

2-1-4 生産年齢人口（15歳～64歳）予測結果

- 平成初頭をピークに、減少が続いています。
- 今後は一層減少の割合が大きくなります。平成22年に一旦増加したものの、再び減少に転じ、平成37年以降急激に減少の度合いが大きくなっています。予測結果では平成50年代前半に生産年齢人口は30万人を下回ると予測されます。

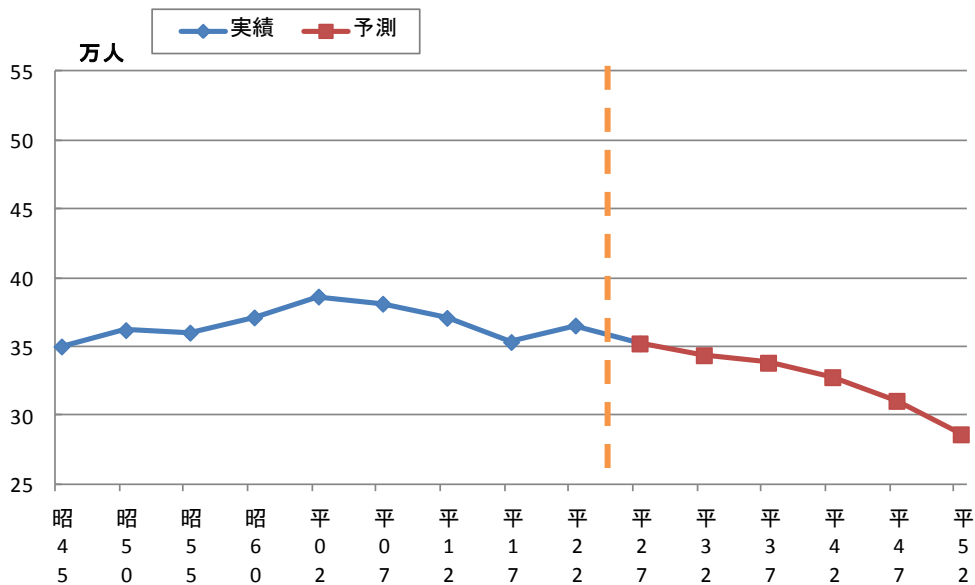


図 2.3 生産年齢人口（15歳～64歳）の推移と予測結果

2-1-5 高齢者人口（65歳以上）予測結果

- ・ 高齢者人口は一貫して増加の傾向にあります。
- ・ 今後も一貫して増加の傾向となり、超高齢社会が継続すると予測されます。

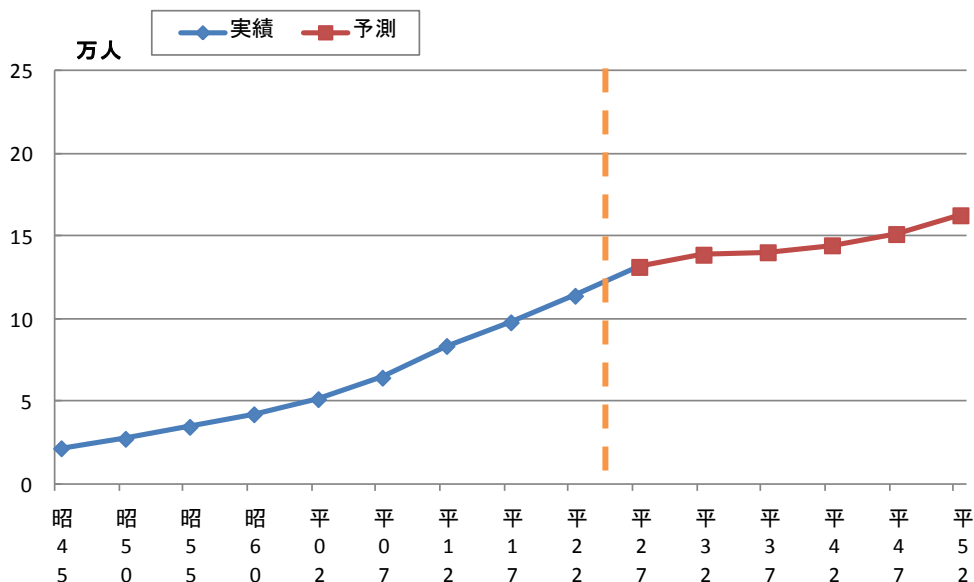


図 2.4 高齢者人口（65歳以上）の推移と予測結果

2-1-6 予測結果全体の傾向

本予測結果では、板橋区の総人口は今後平成 27 年度をピークに減少に転じ、将来的には総人口が 50 万人を割り込むと予測されます。また、「東京都区市町村別人口の予測」（平成 24 年 3 月）においても減少傾向は同様で、区部の人口は平成 32 年の 916 万人をピークに平成 47 年には 25 万人減少し、891 万人になると予測されています。

さらに本予測結果を年齢 3 区分別にみると、年少人口は、将来的には、5 万人を割り込み、その後も減少の傾向が続きます。生産年齢人口は、平成 37 年以降急激に減少の度合いが大きくなっていき、平成 50 年代前半に生産年齢人口は 30 万人を下回ると予測されます。

高齢者人口は、今後も一貫して増加の傾向にあり超高齢社会が継続すると予測されます。

本予測結果では、総人口に占める生産年齢人口の割合は、平成 22 年時点で約 365,000 人で 68%ありますが、30 年後の平成 52 年には約 286,000 人で 58%となり 10 ポイント落ち込むと予測されています。

2-2 区の財政状況

- ・ 少子高齢化の進行により、区税収入などの歳入が減少し、一層財政状況が厳しくなると予測されます。
- ・ また歳出に占める義務的経費⁶の割合は、長引く景気の低迷や高齢化の進行を背景に生活保護費などが増となるなど、一層上昇することが予測されます。
- ・ 歳入減の中で、現状では財政調整基金⁷や公共施設等整備基金、義務教育施設整備基金を活用していますが、基金残高が減少し、今後基金を活用することも困難になると予測されます。
- ・ 以上から、今後一層普通建設事業費⁸に充当できる金額は減少すると考えられ、現状の公共施設の数を維持したまま改築・更新を行っていくことは、困難になることが予想されます。

2-2-1 当初予算額の推移（一般会計⁹予算規模）

平成 20 年度以降、当初予算額は 1,800 億円前後で推移しています。平成 22 年度は子ども手当制度導入、23 年度は生活保護費の実績増により、それぞれ大幅に増額となっています。

しかし、今後も歳入が減少し、現行の税制度・社会保障制度の継続を前提とすると、中長期的には予算規模が縮小していくと考えられます。

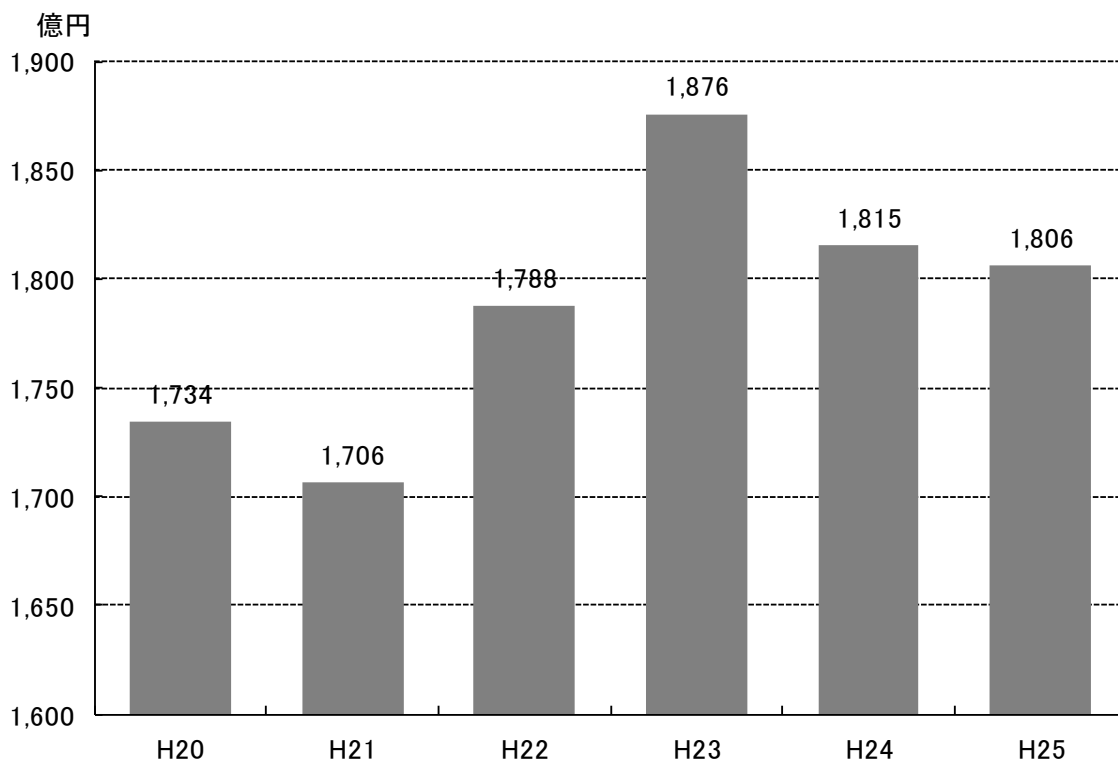


図 2.5 当初予算額の推移

⁶ 義務的経費：その支出が義務づけられ、任意に削減できない硬直性が強い経費。（人件費、扶助費、公債費）

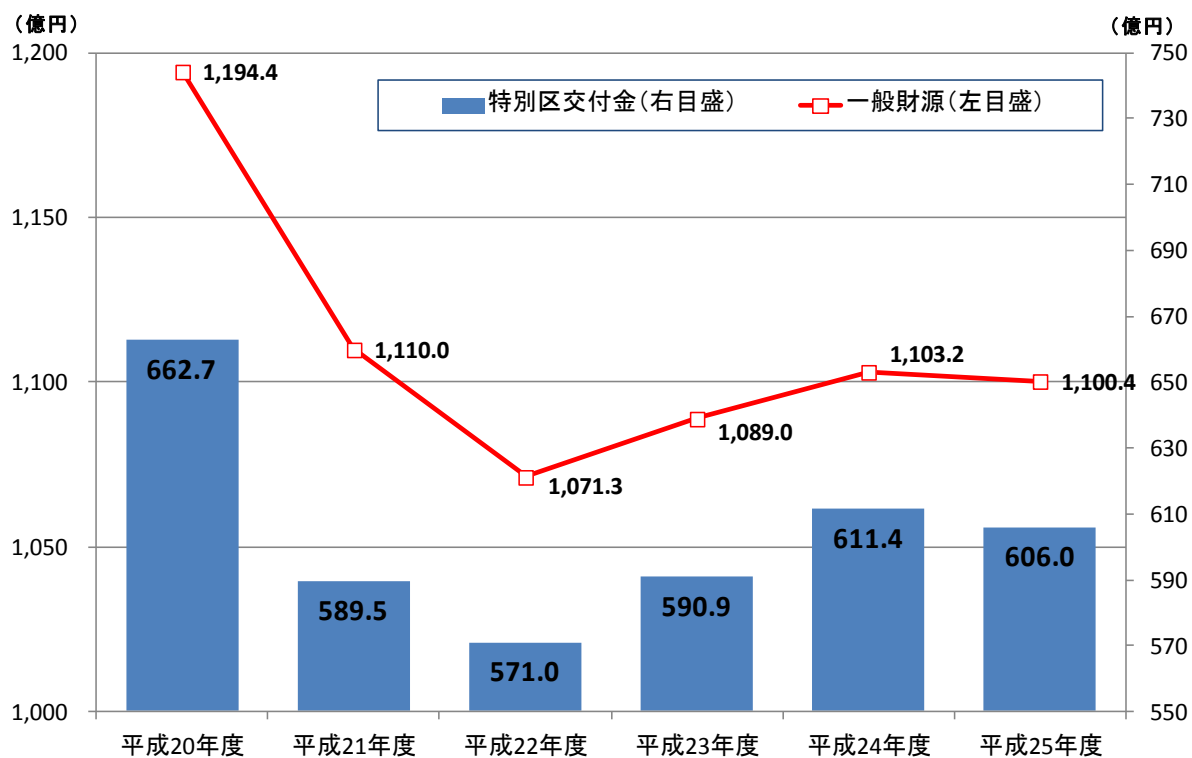
⁷ 財政調整基金：経済情勢の変動等により財源が著しく不足する場合に取り崩し、年度間の財源の不均衡を調整するための基金

⁸ 普通建設事業費：道路・橋りょう、公園、学校の建設などに要する経費。

⁹ 一般会計：地方公共団体の本来目的に係る事務を処理するために要する経費。

2-2-2収入（一般財源と特別区交付金¹⁰）の推移

区の収入の半分以上を占める特別区税と特別区交付金は、平成20年の世界同時不況によって急減に見舞われました。その後も景気回復の兆しが見られず、平成21年度以降は平成20年度に比べ100億円前後の大幅な減収が続いています。今後の人口減少や景気動向を考慮すると、中長期的には大幅な増収は見込みにくく、厳しい財政状況が続くと考えられます。



※平成20～23年度は決算額、平成24年度は最終補正後額、平成25年度は当初予算額

図 2.6 収入（一般財源と特別区交付金）の推移

¹⁰特別区交付金：都と特別区相互間の財政の均衡化を図るため、23区の固有財源である法人住民税・固定資産税等を、都が徴収し、一定の割合を特別区財政調整交付金として交付するもの。

2-2-3 歳出総額に占める義務的経費の割合の推移

人口が減少することにより、今後、区税収入などの歳入は減少することが予測されます。

一方で長引く景気の低迷や高齢化の進行により、生活保護費などの義務的経費は今後増加が見込まれ、中長期的にもこの傾向は続くと考えられます。以上から歳出の総額に占める義務的経費の割合は増加の一途をたどり、普通建設事業費（投資的経費）に充当できる金額は今後減少していくと考えられます。

このような財政状況の中で公共施設を運営していくためには、区の財政規模に見合った適正量を検討していく必要があります。

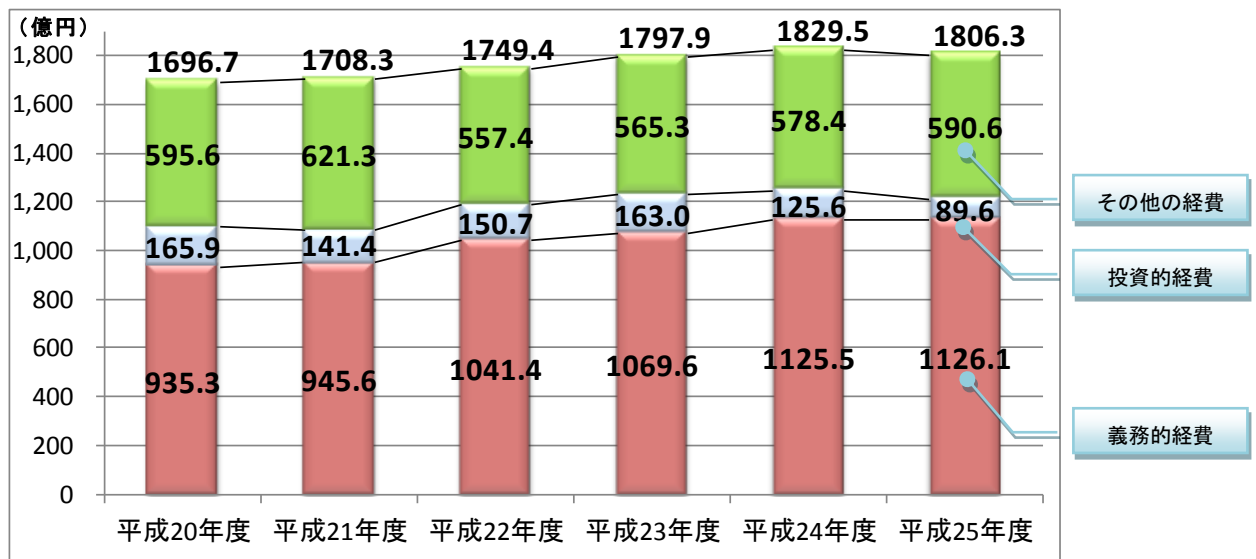


図 2.7 歳出総額に占める義務的経費の割合

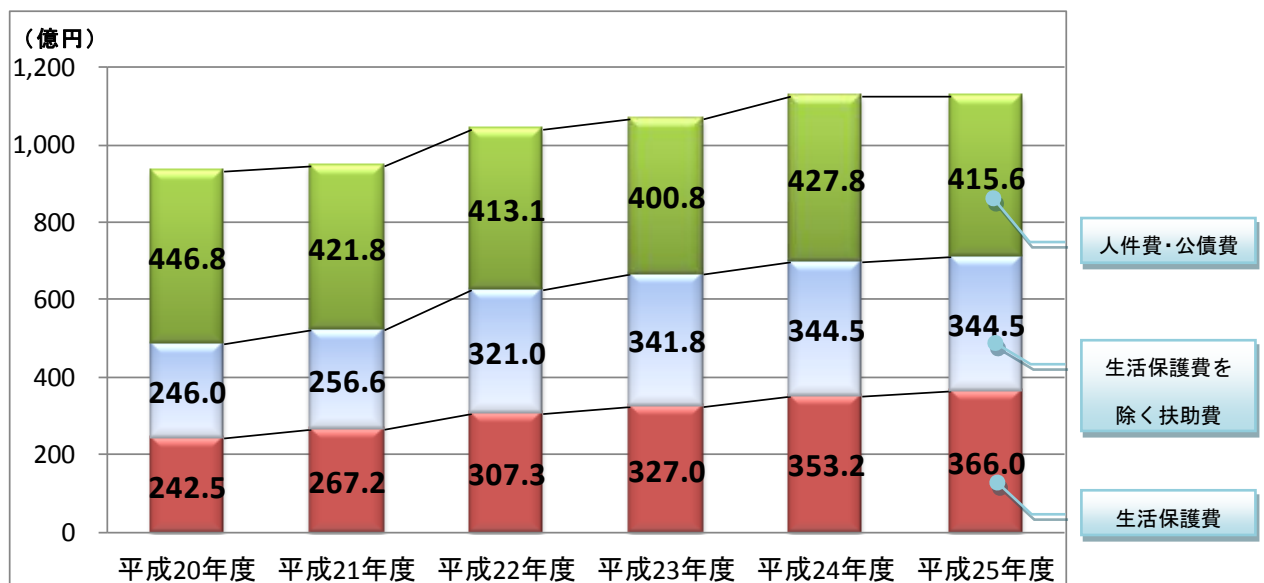


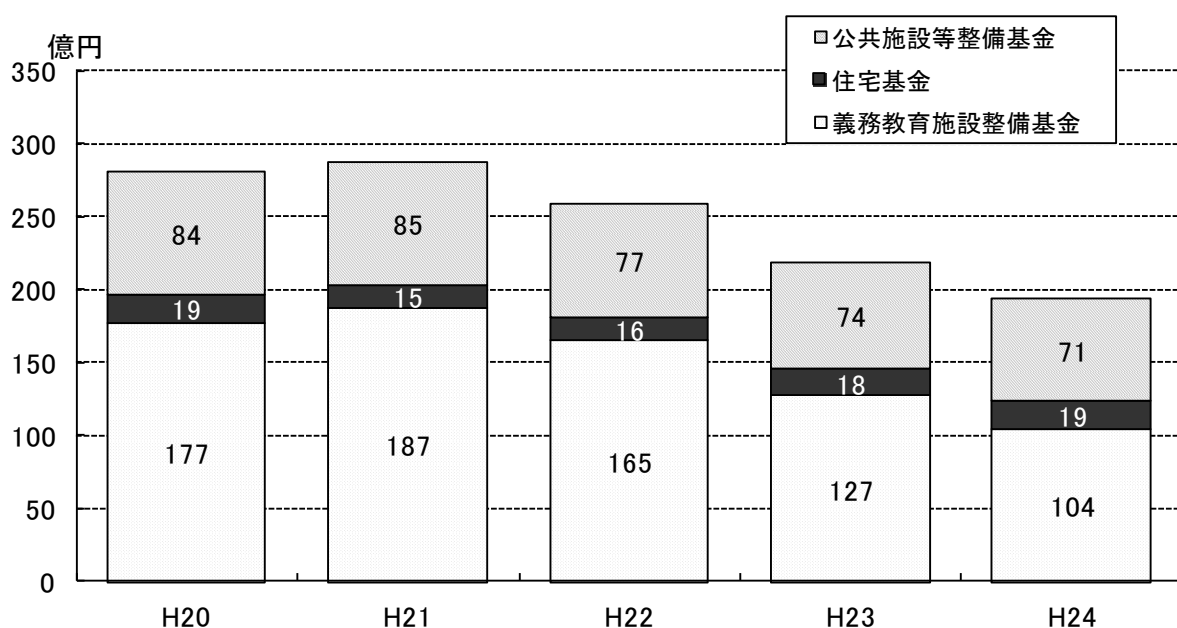
図 2.10 義務的経費の内訳推移

※平成23年度までは普通会計ベース決算額、平成24年度は一般会計最終補正後額、平成25年度は一般会計ベース当初予算

2-2-4 公共施設等整備基金・義務教育施設整備基金・住宅基金の推移

区の収入と支出の均衡が失われて財源不足が生じており、そのような状況の中でも、行政サービスの低下や区民生活への影響を抑えるために、平成 22 年度以降、財政調整基金を大幅に取り崩してしのいでいます。公共施設等整備基金や住宅基金、義務教育施設整備基金も例外ではなく、ピーク時の平成 21 年度から平成 24 年度にかけて、残高の合計はおよそ 60%に減少していることがわかります。

現在、施設の建設・大規模改修にあたっては、施設建設基金を活用しながら行っている状況ですが、現下の財政状況では、基金の積立を行うことが難しいため、今後も現在のペースで基金を活用し続けて施設建設を行うことは、困難であると考えられます。



※平成 24 年度は最終補正後額

図 2.11 公共施設等整備基金・義務教育施設整備基金・住宅基金の推移

2-2-5 普通建設事業費（施設修繕・改修・改築分）の推移

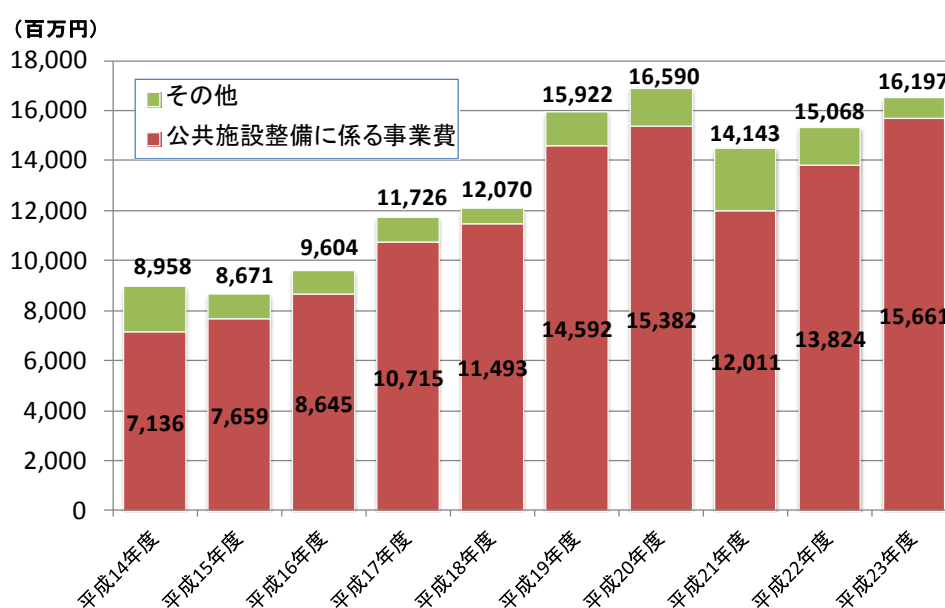
区の財政状況が今後一層厳しくなることが予測されている中でも、耐震性の確保のための改修・補強工事を行ったため、平成19年度以降高水準で推移しています。

「普通建設事業費の定義」

道路、橋りょう、学校、保育所、庁舎などの公共施設、公用施設の建設事業に必要とされる投資的な経費。

（普通建設事業費の内訳）

工事請負費（維持補修に係るものを除く）、備品購入費（100万円以上）、公有財産購入費、施設建設助成（民間特別養護老人ホーム整備補助等）、支弁人件費 等



※「その他」は、普通建設事業費の土木費のうちの河川費・街路費・下水道費・区画整理費等

※「公共施設整備に係る事業費」は、「その他」を除く普通建設事業費

※いずれも決算額

図 2.12 普通建設事業費（施設修繕・改修・改築分）の推移

2-3 公共施設の状況

- ・ 板橋区は 488 施設を保有し、延べ床面積は約 85.1 万㎡となっています。
- ・ うち約 57%は学校教育施設で占められており、大半が築年数 30 年から 40 年を経過した建物となっています。

2-3-1 区の公共施設保有状況

平成 24 年 3 月時点の集計に平成 25 年 4 月までに行われる用途転用等の情報を加えると、区の公共施設は 488 施設、延べ床面積は約 85.1 万㎡となっており、区民一人あたりに換算すると 1.58 ㎡となっています。（参考：中野区 1.55 ㎡、杉並区 1.44 ㎡、豊島区 1.59 ㎡、練馬区 1.64 ㎡、東京特別区の平均 1.89 ㎡）

表 2.1 板橋区の公共施設

分類	施設数	面積 (㎡)
庁舎等 本庁舎、情報処理センター、赤塚支所、区民事務所	9	42,678
障がい者福祉施設 障がい者福祉センター、赤塚ホーム、福祉園、福祉作業所 障がい児放課後等デイサービス	15	18,566
児童福祉・子育て支援施設 児童館、学童クラブ、あいキッズ、保育園、ベビールーム 母子生活支援施設、保育ルーム、親子交流サロン ほか	115	49,262
高齢者福祉施設 おとしより保健福祉センター、高齢者在宅サービスセンター 地域包括支援センター、特別養護老人ホーム ほか	29	19,624
集会・コミュニティ施設 地域センター（ホール・集会室を含む）、集会所、高島平区民館	98	41,406
体育施設 体育館、体育館以外の体育施設（温水プール、武道場、洋弓場、 弓道場）、体育施設管理棟	22	35,865
住宅施設 区営住宅、まちづくり住宅、改良住宅	20	42,907
学校教育施設 教育相談所（成増分室、板橋フレンドセンター、板橋フレンドセ ンター体育館を含む）、小学校、中学校、幼稚園 ほか	83	479,528
文化・社会教育施設 教育科学館、郷土（郷土資料館、郷土芸能伝承館） 社会教育会館、美術館、文化会館・グリーンホール ほか	12	40,352
その他施設 福祉事務所、高齢者集会施設（いこいの家、ふれあい館） 保健・健康増進施設（保健所・健康福祉センター） 資源環境施設（清掃事務所、エコポリスセンター ほか） 産業振興施設（第一・第二工場ビル ほか） 土木事務所、公園管理施設（公園事務所 ほか） 自転車駐車場 図書館（いたばしボローニャ子ども絵本館を含む） その他（公文書館 ほか）	85	81,118
合 計	488	851,305

用途別に見ると、学校教育施設（幼稚園・小中学校・その他）の割合が約 56.7%で最も多く、次いで児童福祉・子育て支援（5.8%）、区営住宅（約 5.1%）、庁舎（5.1%）、集会・コミュニティ施設（4.9%）、文化・社会教育施設（4.8%）となっています。

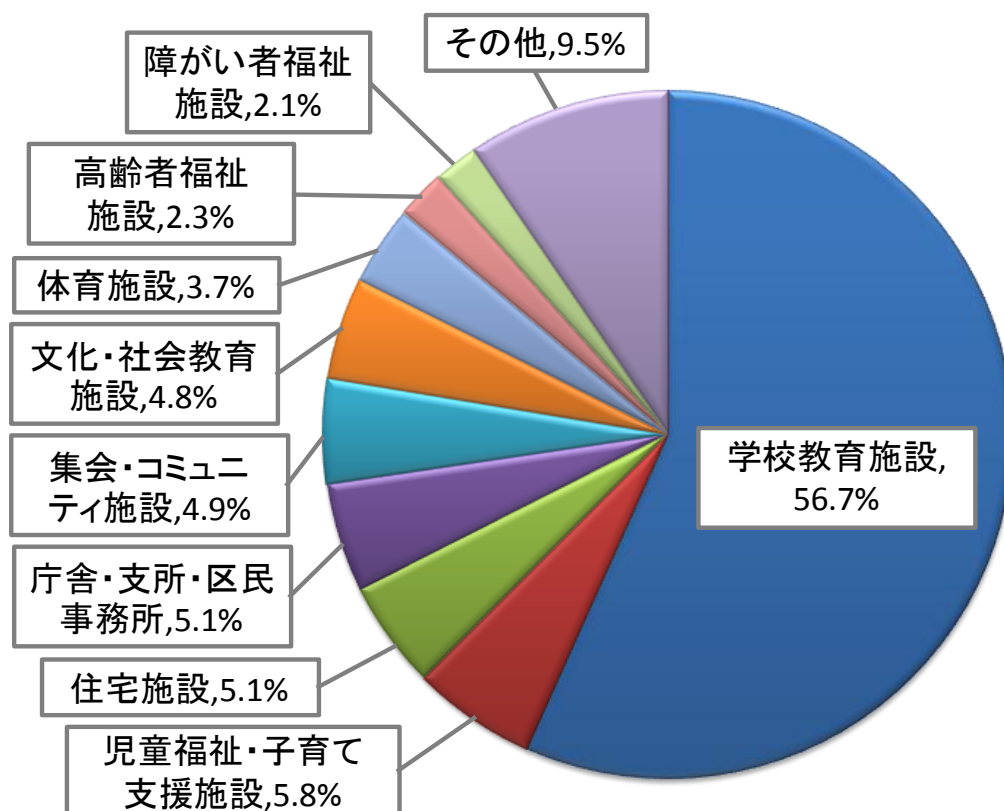


図 2.13 区内公共施設の種別延べ床面積割合

2-3-2 築年別にみた公共施設の整備状況

公共施設の築年別にみた整備状況と人口の推移を示します。公共施設の新設・改築を対象とし、年度別の公共施設整備状況を次頁以降に示します。昭和 30 年代以降の高度経済成長期の急激な人口増加を受け、昭和 30 年代～昭和 40 年代に主に学校教育施設が整備されていることがわかります。その他の用途については主に昭和 50 年代以降に整備されていることが把握できます。

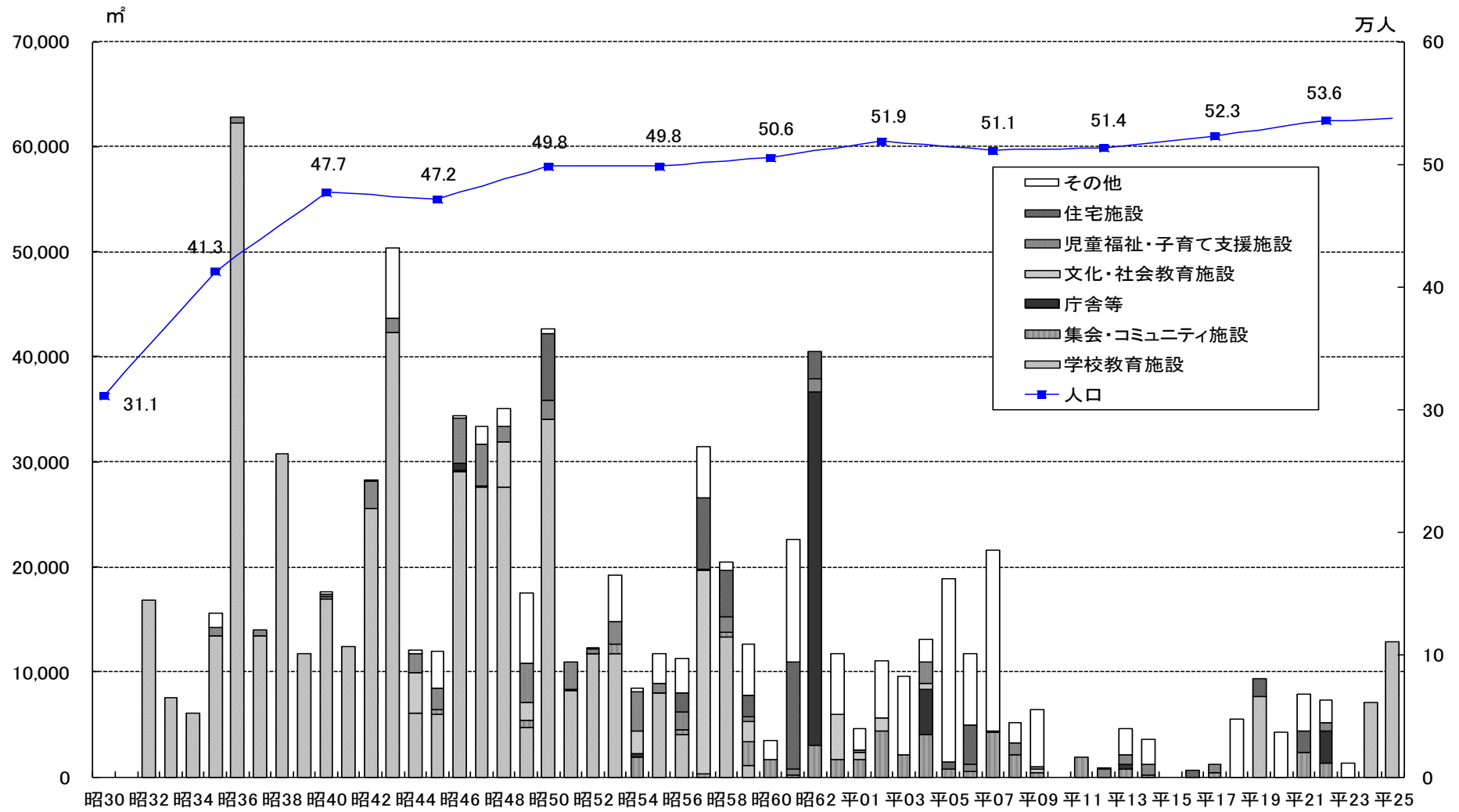


図 2.14 公共施設の築年別整備状況 (延床面積 : m²)

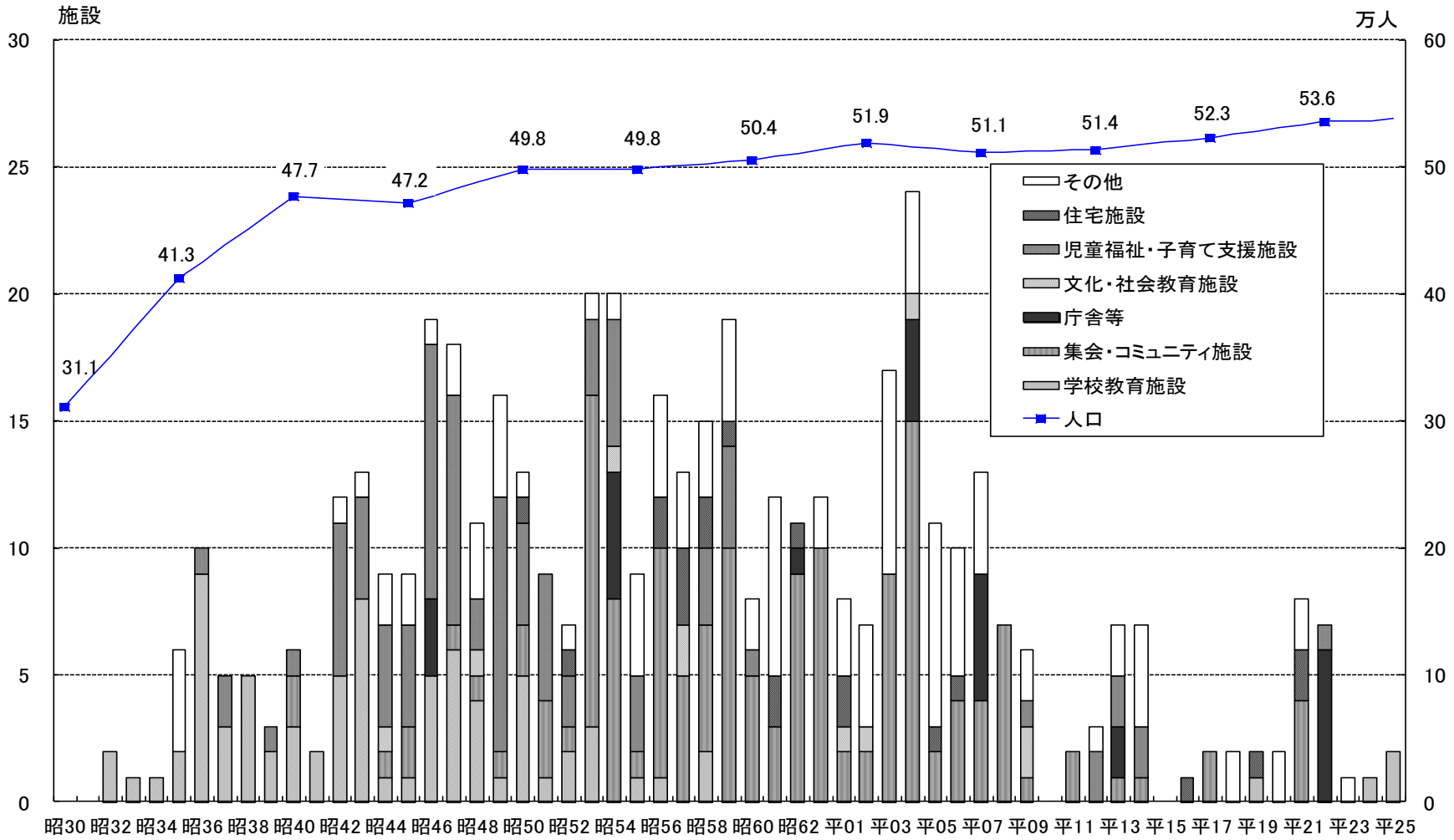


図 2.15 公共施設の築年別整備状況（施設数：施設）